

横浜市立大学附属病院 福浦キャンパス
環境管理委員会 環境管理部会要綱

平成22年9月29日制定

平成23年5月 1日改定

平成25年6月27日改定

(設置)

第1条 横浜市立大学附属病院及び福浦キャンパスにおける環境管理システムの運用を目的とし、環境管理部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、環境管理システムにおける次の各項目について審議する。

- (1) 化学物質の適正な保管、使用及び管理に関すること
- (2) 廃液の安全、適正な取り扱いに関すること
- (3) 実験系排水の適正な取扱いに関すること
- (4) 毒物及び劇物の適正な管理と取扱いに関すること
- (5) 高圧ガス及び高圧ガスを使用する装置の管理に関すること
- (6) その他

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学部教員
- (2) 中央部門の職員
- (3) 看護部の職員
- (4) 医学・病院統括部の職員

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、医学・病院統括部長が指名する。

2 部会長は、部会を統括し、会議の議長を努める。

3 部会長に事故がある場合は、部会長があらかじめ指名した部会員が部会長の職務を代行する。

(副部長)

第5条 部に副部長を置き、部長が指名する。

2 副部長は部長を補佐する。

(会議)

第6条 部の会議は、部長が招集する。

2 部は年1回定期的に開催する。ただし、部長が必要と認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

(関係者の出席)

第7条 部長は、必要に応じて部員以外の者を部に出席させ、意見を聴くことができる。

(研修)

第8条 部員は部長が定める研修を年1回受講すること。

(報告)

第9条 部長は、部の議事内容を取りまとめた報告書を作成し、環境管理委員会及び臨床部長会、教授会等に報告するものとする。

(庶務)

第10条 部の庶務は、医学・病院統括部施設担当において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部の運営に関し、必要な事項は、部長が部に諮って定める。

附則

この要綱は平成22年9月29日から施行する。

附則

この要綱は平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年6月27日から施行する。